

介護保険料の激変緩和措置の継続（延長）について

厚生労働省が昨年 12 月に介護保険法施行令の改正を行い、保険者の裁量により介護保険料の激変緩和措置を平成 20 年度まで継続できる考えを示したため、京都市においては、本来の制度趣旨を踏まえ、第 1 号被保険者の生活状況に一定配慮する必要があることから、平成 20 年度においても引き続き激変緩和措置を継続（延長）する。

1 激変緩和措置とは（平成 18～19 年度）

平成 16 年度税制改正により、公的年金等控除の最低保障額が 140 万円から 120 万円に引き下げられ、さらに平成 17 年度税制改正により、前年の合計所得金額が 125 万円以下である 65 歳以上の老年者に対する住民税の非課税措置が廃止された。これらの税制改正に伴い、収入が変わらないにもかかわらず市町村民税が課税（減免前課税を含む）に転じた者については、18 年度から 2 年間の経過措置（18 年度は所得割・均等割の $2/3$ 、19 年度は $1/3$ を減額）が講じられることを踏まえ、介護保険料についても、国から提示された考え方にに基づき、18 年度から 2 年間の激変緩和措置を講じている。

2 平成 20 年度の激変緩和措置の内容

(1) 料率の設定

平成 19 年度の激変緩和料率と同率に据え置くこととする。

【平成 20 年度における激変緩和（軽減）措置後の保険料】

税制改正がなかったと 仮定した場合の保険料			税制改正が施行された後の 保険料（本来の負担額）			平成 20 年度 軽減後保険料	
所得段階 区 分	料 率	保険料 年 額	所得段階 区 分	料 率	保険料 年 額	料 率	保険料年額 （軽減額）
第 1 段階	0.5	28,560 円	第 4 段階	1.0	57,120 円	0.8	45,690 円 (11,430 円)
			第 5 段階	1.1	62,830 円	1.0	57,120 円 (5,710 円)
第 2 段階	0.5	28,560 円	第 4 段階	1.0	57,120 円	0.9	51,400 円 (5,720 円)
			第 5 段階	1.1	62,830 円	—	措置対象外
第 3 段階	0.75	42,840 円	第 4 段階	1.0	57,120 円	0.9	51,400 円 (5,720 円)
			第 5 段階	1.1	62,830 円	—	措置対象外

(2) 措置対象者

以下の全ての条件を満たしている者（職権で適用するため本人申請は不要）

- 介護保険料の所得段階区分が第4段階（本人非課税かつ世帯課税）又は第5段階（本人課税かつ合計所得金額が125万円以下）であること。
- 平成17年1月1日現在65歳以上であること。
- 同じ世帯に地方税法の経過措置対象者以外の市民税（減免前）課税者がいないこと。

(3) 措置対象者数（見込み）

平成20年度については、現在、措置が適用されている第1号被保険者が引き続き継続（延長）となることから、これまでの実績の推移を踏まえ、措置対象者数については約4,200人、軽減される金額については総額で約2,400万円程度（1人当たりの軽減額は5,720円～11,430円）と見込んでいる。

(4) 措置に係る財源

平成20年度の第1号保険料は事業計画どおりの収入が見込める一方で、保険給付費は事業計画を下回ることが見込まれるため、保険料の剰余が発生すると見込んでおり、平成20年度において保険料改定は行わず、平成20年度に生じる保険料の剰余金を措置継続のための財源に充てることとする。

（参考） 措置内容及び実績

所得段階区分		平成18年度（19年5月末現在）			平成19年度（19年12月末現在）		
		料率	適用者数	減額した金額	料率	適用者数	減額した金額
第4段階	1→4段階	0.7	6人	102,840円	0.8	4人	45,720円
	2→4段階	0.8	2,419人	27,616,790円	0.9	2,137人	12,216,960円
	3→4段階	0.8	2,528人	28,854,100円	0.9	2,262人	12,929,570円
	合 計	—	4,956人	56,573,730円	—	4,403人	25,192,250円
第5段階	1→5段階	0.8	0人	0円	1.0	0人	0円
	2→5段階	0.9	433人	4,931,090円	1.1	第5段階を1.25（標準料率）よりも低い1.1に設定しているため措置対象外	
	3→5段階	0.9	14,511人	165,531,020円	1.1		
	合 計	—	14,944人	170,462,110円	—	0人	0円